

# ロシア 商標法

2002年12月11日連邦法166-FLにより改正された1992年9月23日第3520-1号  
2002年12月27日施行

## 目次

- 第1編 商標及びサービスマーク
- 第1章 商標及びサービスマーク，これらの法的保護
- 第1条 商標及びサービスマーク
- 第2条 商標の法的保護
- 第3条 商標登録証
- 第4条 商標の排他的権利
- 第5条 商標の種類
- 第6条 法定の登録拒絶理由
- 第7条 その他の登録拒絶理由
- 第2章 商標の登録
- 第8条 商標の登録出願
- 第9条 商標の優先権
- 第10条 商標に係る出願の審査
- 第11条 方式審査
- 第12条 標識の審査
- 第13条 出願に関する決定に対する審判請求及び期間の延長
- 第14条 商標の登録
- 第15条 商標登録証の発行
- 第16条 登録の存続期間
- 第17条 登録の修正の記録
- 第18条 登録についての情報の公告
- 第19条 国外での商標登録
- 第2-1章 周知商標，その法的保護
- 第19-1条 周知商標
- 第19-2条 周知商標に対する法的保護の付与
- 第3章 団体標章
- 第20条 団体標章に関する権利
- 第21条 団体商標の登録
- 第4章 商標の使用
- 第22条 商標の使用及びその不使用の帰結
- 第23条 商標登録に基づく権利の消尽
- 第24条 警告するための標記
- 第5章 商標の移転
- 第25条 商標の排他的権利の移転(商標の譲渡)

- 第 26 条 商標使用のライセンス
- 第 27 条 商標譲渡契約及びライセンス契約の登録
- 第 6 章 商標の法的保護の終了
- 第 28 条 商標登録についての異議申立及び無効決定
- 第 29 条 商標に係る法的保護の終了

## 第 II 編 商品の原産地名称

- 第 7 章 原産地名称及びその法的保護
- 第 30 条 商品の原産地名称
- 第 31 条 法的保護の根源
- 第 8 章 原産地名称を使用する権利の登録及び付与
- 第 32 条 原産地名称を使用する権利の登録及び付与に係る出願
- 第 33 条 出願の審査
- 第 34 条 出願に関する決定に対する審判請求及び期間の延長
- 第 35 条 原産地名称の登録及び原産地名称を使用する権利を証明する証明書の発行
- 第 36 条 証明書の有効期間
- 第 37 条 登録簿及び証明書における変更
- 第 38 条 原産地名称を使用する権利の登録及び付与に関する情報の公告
- 第 39 条 原産地名称の国外での登録
- 第 9 章 原産地名称の使用
- 第 40 条 原産地名称の使用
- 第 41 条 警告するための標記
- 第 10 章 原産地名称の法的保護の終了
- 第 42 条 原産地名称に係る法的保護の付与についての争訟，証明書の発行及びその無効
- 第 42-1 条 原産地名称に係る法的保護及び証明書の有効性の終了

## 第 III 編 最終規定

- 第 43 条 知的所有権に関する連邦行政当局
- 第 43-1 条 特許紛争部の措置
- 第 44 条 手数料
- 第 45 条 本法の施行に関する紛争の審理
- 第 46 条 商標及び原産地名称の違法な使用に係る責任
- 第 47 条 外国の法人及び自然人の権利
- 第 48 条 国際条約

「『商標，サービスマーク及び商品の原産地名称に関する』ロシア連邦法への変更及び改正の導入に関する」2002年12月11日連邦法第166-FL号第2条及び第3条に定める最終規定及び経過規定

## 第I編 商標及びサービスマーク

### 第1章 商標及びサービスマーク，これらの法的保護

#### 第1条 商標及びサービスマーク

商標及びサービスマーク(以下「商標」という。 )とは，自然人又は法人の商品，現行の仕事又はサービス(以下「商品」という。 )を区別することができる標識をいう。

#### 第2条 商標の法的保護

- (1) 商標は，本法に定める手続を通じて又はロシア連邦が加盟している国際条約により行われる国家登録(以下「登録」という。 )に基づいて，ロシア連邦において法的に保護される。
- (2) 商標権は，法律により保護される。
- (3) 事業活動に従事している法人及び自然人は，商標の排他的権利を有する(権利所有者)。

#### 第3条 商標登録証

- (1) 商標登録証は，登録商標について発行される。
- (2) 商標登録証は，商標の優先権及びその登録証に記載された商品に関する商標の排他的権利を証明する。

#### 第4条 商標の排他的権利

- (1) 権利所有者は，商標を使用する，及び他人が商標を使用することを妨げる排他的権利を有する。

何人も，ロシア連邦において保護されている商標をその所有者の許可を得ないで使用することはできない。

- (2) 商標の登録対象である商品又はそれに類似する商品について当該商標又は混同を生じさせる程に類似する標識をロシア連邦の領域において商業的に使用することは，権利所有者の権利の侵害(商標の違法使用)とみなされる。これには，当該商標又は混同を生じさせる程に類似する標識の次の使用が含まれる。

- ロシア連邦の領域において製造し，販売のために申出し，販売し，博覧会若しくは見本市において展示し，若しくは商業的に使用し，又は保管しかつ(若しくは)この目的で輸送し，若しくはロシア連邦の領域内に輸入する商品，ラベル及び包装に付した使用

- 仕事を遂行し，サービスを提供している間の使用
- 商品を商業的に紹介する書類に付した使用
- 商品を販売のために申し出ている間の使用
- インターネット，特にドメインネームその他のアドレスの形態での使用

当該商標又は混同を生じさせる程に類似する標識を使用している，商品，ラベル及びこれらの商品の包装は，模造品とみなす。

#### 第5条 商標の種類

- (1) 文字による，図形による，立体の若しくはその他の標識又はこれらの組合せを商標として登録することができる。

(2) 商標は、色彩又は色彩の組合せで登録することができる。

## 第6条 法定の登録拒絶理由

(1) 標識が区別する機能を有さない場合又は次のような要素のみから構成される場合は、当該標識を商標として登録してはならない。

- ある種類を特定するにはありふれているもの
- 一般的に表象や用語として用いられているもの
- 商品の種類、品質、数量、特性、用途及び価値並びに商品の製造又は販売の場所及び時期を示すもの

- もっぱら又は主として商品の機能の特性により決定される商品の構成を表わすもの

第2号、第3号、第4号及び第5号に掲げる標識は、それが目立ったものにならないことを条件として、非保護要素として商標に取り入れることができる。

本項の規定は、その使用の結果として識別性を得た標識には適用しない。

(2) 国章、旗その他の国の記章、国際政府間機関の略称又は正式名称、国際政府間機関の紋章、旗その他の記章、規制及び保証のための公式の標識及び検証印、印章、賞牌並びにその他識別するための標識又は混同を生じさせる程にそれらに類似する標識を表わす要素のみから構成される標識は、ロシア連邦が締約国である国際条約に基づいて商標として登録してはならない。このような標識は、権限ある当局の同意が得られることを条件として、非保護要素として商標に取り入れることができる。

(3) 次の標識は、商標又はその要素として登録されない。

- 商品又はその製造者に関して消費者が誤認するか又は混同する虞のあるもの
- 公共の利益、人道上の原則又は道徳に反するもの

(4) ロシア連邦の人々の文化遺産若しくは世界の文化若しくは自然遺産の特に貴重な物体の公式名称及び像、又はコレクション若しくは基金に保管された文化的価値のある像と同一の又はこれらに混同を生じさせる程に類似する標識は、商標として登録してはならない。ただし、このことは、登録がこれらの所有者ではない者のために、又は所有者から若しくは所有者の許可を得た者から当該標識を商標として登録することについての同意を得ていない者のために請求される場合に限られる。

(5) ロシア連邦が締約国である国際条約に基づいて、当該条約の締約国の1においてその領域を原産地とし(当該国の地理的国境内で生産され)、主としてその原産地により決定される独特の品質、名称その他の特性を有するぶどう酒若しくはアルコール飲料を識別する標識として保護されている要素を表わす又は取り入れる標識は、ロシア連邦の領域において商標として登録してはならない。ただし、このことは、当該商標が当該地理的領域で生産されないぶどう酒又はアルコール飲料を識別するために用いられる場合に限られる。

## 第7条 その他の登録拒絶理由

(1) 次に掲げる標識は、次に掲げるものと同一である又は混同を生じさせる程に類似する場合は、商標として登録してはならない。

- 先の優先権を有する類似の商品に関する他人の商標であって、登録出願されたもの(これに係る出願が取り下げられていないことを条件とする。)、又はロシア連邦が締約国である国際条約に基づいてロシア連邦において保護されているもの

- 類似の商品に関するロシア連邦の法律により有名であると認められている他人の商標  
第2号及び第3号に言及する商標に混同を生じさせる程に類似する標識の、類似の商品に関する登録は、権利所有者の同意を得てのみ許容される。

(2) 法律に基づいて保護された商品の原産地名称と同一の又は混同を生じさせる程に類似する標識は、当該名称を使用する権利を有する者の名称で登録された商標に非保護要素として取り入れられる場合を除き、何れの商品に関しても商標として登録してはならない。

(3) 次に掲げるものを再現する標識は、商標として登録してはならない。

- 類似の商品に関してロシア連邦において保護されている商号(若しくはその一部) 意匠又は適格マークであって、それに係る権利が登録商標の優先日の前にロシア連邦において他人に属していたもの

- ロシア連邦において出願日までに知られている科学的、文学的及び芸術的作品の表題、これらの作品を典拠とする内容のキャラクター若しくは引用文又は美術作品若しくはその断片であって、著作権者又はその権利承継人の同意を得ていないもの。ただし、このことは、これらの作品に係る権利が登録商標の優先日前行使されていた場合に限られる。

- 出願日において知られている者の姓、名、偽名及びこれらから派生したもの、肖像並びに複製であって、当該人又はその承継人の同意を得ていないもの

## 第2章 商標の登録

### 第8条 商標の登録出願

(1) 商標の登録出願(以下「出願」という。)は、事業に従事する法人又は自然人(以下「出願人」という。)が知的所有権に関する連邦行政当局にしなければならない。

(2) 出願人、権利所有者又はその他の利害関係人は、自ら又は知的所有権に関する連邦行政当局における手続のために登録された特許弁護士を通じて、知的所有権に関する連邦行政当局における手続をとることができる。

外国の法人若しくはロシア連邦の外に住所を有する自然人又はこれらの特許弁護士は、知的所有権に関する連邦行政当局における手続のために登録された特許弁護士を通じて、知的所有権に関する連邦行政当局における正式手続をしなければならない。特許弁護士の権限は、出願人、権利所有者又はその他の利害関係人が同人へ交付した委任状によって証明しなければならない。

ロシア連邦の領域に永続的に居住するロシア連邦の市民は、特許弁護士として登録することができる。ロシア連邦政府は、商標の法的保護に関連する特許弁護士に係るその他の要件、特許弁護士の資格証明及び登録に係る手続並びに特許弁護士の業務権限を定める。

(3) 出願は、1の商標にのみ関係するものでなければならない。

(4) 出願には、次に掲げるものを含まなければならない。

- 標識の商標としての登録を求める願書であって出願人の名称及び出願人の所在地又は居所が記載したもの

- 請求する標識

- 商標登録出願の対象とする商品の一覧であって 標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に基づいて分類されたもの

- 請求する標識の説明

出願は、ロシア語でしなければならない。

(5) 出願には、次に掲げるものを添付しなければならない。

- 出願するための所定額の手数料の納付を証明する書類
- 団体標章の登録出願の場合は、当該団体標章の規約

出願に添付する書類は、ロシア語又はその他の言語で提出する。当該書類を他の言語で提出する場合は、出願には当該書類のロシア語による翻訳文を添付しなければならない。出願人は、当該要件を満たす必要性についての知的所有権に関する連邦行政当局による通知の日から2月以内に、ロシア語による翻訳文を提出することができる。

(6) 知的所有権に関する連邦行政当局への出願日は、(4)に掲げる書類を提出する日、又はこれらの書類が異なる日に提出された場合は、最後の提出日とする。

(7) 知的所有権に関する連邦行政当局に出願を終えた後は、何人も、出願日において出願に組み入れられていた出願書類の内容を知る権利を有する。知的所有権に関する連邦行政当局は、出願書類の内容を知る手続を定める。

(8) 知的所有権に関する連邦行政当局は、出願書類の要件を定める。

## 第9条 商標の優先権

(1) 商標の優先権は、知的所有権に関する連邦行政当局への出願日をもって定める。

(2) 商標の優先権は、工業所有権の保護に関するパリ条約の加盟国における最初の出願の日をもって定めることができる(条約による優先権)。ただし、出願が上記の日から6月以内に知的所有権に関する連邦行政当局に行われたことを条件とする。

(3) 工業所有権の保護に関するパリ条約の加盟国の領域内で組織された公式の又は公認の国際博覧会の展示品に付された商標の優先権は、その展示品の展示がその博覧会で開始された日をもって定めることができる(博覧会による優先権)。ただし、商標出願が上記の日から6月以内に知的所有権に関する連邦行政当局に行われたことを条件とする。

(4) 条約による優先権又は博覧会による優先権を主張しようとする出願人は、知的所有権に関する連邦行政当局への商標出願時に又は出願日から2月以内に、その旨の陳述を行い、かつ、当該請求を裏付けるのに必要な書類を提出し、又は知的所有権に関する連邦行政当局への出願日から3月以内にかかる書類を提出しなければならない。

(5) 同一の標識に係る当該出願人の別の出願(以下「原出願」という。)を基礎として第10条(6)に基づき出願人が出願(以下「分割出願」という。)した商標の優先権は、原出願の知的所有権に関する連邦行政当局への出願日をもって、原出願について先の優先権が存在する場合は当該優先日をもって、定める。ただし、原出願が分割出願の出願日において取り下げられておらず、取り下げられたとみなされてもいないこと、かつ、原出願について措置が取られる前に分割出願が行われたことを条件とする。

(6) 複数の出願人が、同一の優先日を有する同一の商標を、全面的又は部分的に一致する複数の商品一覧に関して、それぞれ出願した場合は、前記一覧が一致する商品に関する商標の登録は、これら出願人の間で合意された取決めにに基づき、これら出願人の1の名で行うものとする。

同一の出願人が、同一の優先日を有する同一の商標を、全面的又は部分的に一致する商品一覧に関して、重複して出願した場合は、これらの商品に関する商標は、出願人が選択した出願の1により登録することができる。

出願人は、相応する通知を受領してから6月以内に、商標登録を請求する出願に関して出願人の間で合意された取決め(出願人の選択)について通知しなければならない。

知的所有権に関する連邦行政当局が所定の期間内に前記の情報又は期間の延長に関する請求を受領しなかった場合は、出願は取り下げなければならない。

(7) 商標の優先権は、ロシア連邦が締約国である国際条約に基づく国際登録の日をもって定めることができる。

## 第10条 商標に係る出願の審査

(1) 出願の審査は、知的所有権に関する連邦行政当局が行い、かつ、方式審査及び当該標識の審査を含むものとする。

(2) 出願人は、審査中に、ある措置が取られる前に、自発的に出願資料を補足し又は訂正する権利を有する。

補足資料が出願日において出願に言及されていなかった商品の一覧を包含し、又は出願を著しく変更する場合は、当該補足資料を受領してはならず、出願人は、これを別個の出願により提出することができる。

(3) 出願に係る権利の譲与若しくは出願人の名称の変更又は出願書類の明白な若しくは事務的な誤りの訂正の結果としての出願人の変更は、商標の登録日の前に行うものとする。

(4) 審査中、知的所有権に関する連邦行政当局は、それがないと審査が不可能な補足資料を出願人に要求することができる。

出願日において出願に言及されていなかった商品の一覧を包含し、又は当該標識を著しく変更する補足資料は、(2)に定める手続に従う。

審査官により要求された補足資料又は補足資料の写しは、当該要求の受領日から2月以内に提出しなければならない。ただし、出願人が審査官からの要求を受領してから1月以内に出願に対抗する資料の写しを請求したことを条件とする。出願人が当該期間を守らなかった場合又は審査官の要求に対し応答しなかった場合は、出願は、放棄したものとみなされる。知的所有権に関する連邦行政当局は、出願人からの請求を受けて、この期間を6月を超えない期間まで延長することができる。期間を守れなかったことについての合理的な理由が確認された場合は、知的所有権に関する連邦行政当局は、この期間を6月を超える期間まで延長することができる。

(5) 出願の取下は、審査の如何なる段階においても、出願人が請求して行うことができるが、商標の登録日より遅くてはならない。

(6) 出願審査中であって、措置が取られる前は、出願人は、同一の標識に係る分割出願であって、知的所有権に関する連邦行政当局への出願日において原出願に記載されている商品の一覧を包含するもので、かつ原出願に記載される商品と異なるものを行う権利を有する。

## 第11条 方式審査

(1) 出願の方式審査は、知的所有権に関する連邦行政当局への出願日から1月以内に行わなければならない。

(2) 方式審査中、出願及び付属書類は、法定要件の遵守について審査する。方式審査の結果に基づいて、出願の受理又は拒絶を出願人へ通知する。

(3) 方式審査の肯定的な結果の出願人への通知と並行して、出願人は、第8条(6)に基づいて

設定された出願日について通知を受ける。

## 第 12 条 標識の審査

(1) 標識の審査は、方式審査が終了してから行う。

審査中、第 1 条、第 6 条並びに第 7 条(1)及び(2)に記載された要件の遵守について標識を審査し、かつ、商標の優先権を確定する。

(2) 審査の結果に基づいて、商標を登録する措置又は登録を拒絶する措置を取る。

(3) 標識の審査の結果に関して措置を取る前に、(1)の第 2 段落にいう要件を標識が遵守しているか審査した結果の通知を、出願人に文書で送付するものとし、これには当該通知書に提示した措置理由に対する意見を提示することの勧めを付する。出願人が提示する意見は、前記の通知書を出願人に送付した日から 6 月以内に提示することを条件として、標識の審査の結果に関して措置を取る際に考慮に入れられる。

(4) 知的所有権に関する連邦行政当局は、商標登録前に、次に関連して、商標を登録する措置を修正することができる。

- 類似の商品に関する同一の又は混同を生じさせる程に類似する標識に係る第 9 条に基づく先の優先権を有する出願の受領
- 当該商標と同一の又は混同を生じさせる程に類似する標識の、商品の原産地名称としての登録
- 同一の商標を包含する出願又は商品の一覧が全面的又は部分的に一致するか若しくは先の優先権を有する同一の保護商標の発見
- 商品又はその製造者に関して消費者に誤認を生じさせる虞がある出願の出願人の変更を求める申請に応じること

## 第 13 条 出願に関する決定に対する審判請求及び期間の延長

(1) 出願の方式審査の結果に基づいて行われた措置若しくは出願審査の拒絶、標識の審査の結果に基づいて行われた措置、又は出願放棄を認定する措置に出願人が同意しない場合は、出願人は、当該措置を受けた日から 3 月以内に、特許紛争部に審判請求を行うこと、又は、出願人が相応する措置を受けた日から 1 月以内に出願に対抗する資料の写しを請求することを条件として、かかる写しを知的所有権に関する連邦行政当局に請求することができる。

(2) 知的所有権に関する連邦行政当局は、第 10 条(4)及び本条(1)に定める期間であって満了したものを、合理的な理由が存在し、かつ、所定の手数料が納付されたことを条件として、その満了から 2 月以内に提出された出願人の請求により回復することができる。

この請求は、審査官に要求された補足資料の提出若しくは当該補足資料の提出に係る期間の延長に関する請求と並行して、又は特許紛争部に対する審判請求の提出と並行して、知的所有権に関する連邦行政当局に提出するものとする。

## 第 14 条 商標の登録

商標を登録すべき旨の決定に基づき、知的所有権に関する連邦行政当局は、所定の手数料の納付を証明する書類の受領の日から 1 月以内に、当該商標をロシア連邦の国家商標及びサービスマーク登録簿(以下「登録簿」という。)に登録する。登録簿には、当該商標、その権利所有者のデータ、商標の優先日及びその登録日、当該商標の登録の目的である商品の一覧、

商標登録に関連するその他のデータ並びにこのデータのその後の変更を記録するものとする。登録手数料の納付及び商標登録証の発行を証明する書類がない場合は、商標は登録されず、出願は取り下げられるものとする。

#### **第 15 条 商標登録証の発行**

- (1) 商標登録証は、商標の登録の日から 3 月以内に知的所有権に関する連邦行政当局が発行する。
- (2) 登録証の様式及びその内容は、知的所有権に関する連邦行政当局が定める。

#### **第 16 条 登録の存続期間**

- (1) 商標登録は、知的所有権に関する連邦行政当局への出願日から 10 年間有効である。
- (2) 商標登録の存続期間は、毎回、存続期間の最後の年に提出される権利所有者の請求により、更に 10 年延長することができる。

商標登録の存続期間の延長を望む商標所有者の請求により、登録期間の満了後に 6 月の猶予期間を商標所有者に与えることができる。ただし、商標所有者が追加手数料を納付することを条件とする。

- (3) 知的所有権に関する連邦行政当局は、商標登録の延長を登録簿及び商標登録証に記録する。

#### **第 17 条 登録の修正の記録**

- (1) 商標所有者は、その名称、姓、名若しくは父称の変更、商標登録の目的である商品の一覽の減縮、商標を著しく変更することがない個々の要素の変更、及び商標登録に関係するその他の変更を知的所有権に関する連邦行政当局に通知しなければならない。

商標に対する法的保護の付与が第 28 条に定める理由及び手順に基づいて争われる場合は、権利所有者の請求により、商標の単一の登録であって、最初の登録における一覽に残る商品に類似しない商品又は商品の一部に係るものを、複数の商品に係る登録から分離することができる。権利所有者は、商標登録に関する紛争解決の結果に関して措置が取られる前に、この請求を行うことができる。

変更は、所定の手数料が納付されることを条件として、登録簿及び商標登録証に記録する。

- (2) 知的所有権に関する連邦行政当局は、明白なかつ事務的な誤りを修正するために、登録簿及び商標登録証に変更を施すことができる。

#### **第 18 条 登録についての情報の公告**

第 14 条に従って登録簿に記載された商標登録に関する情報は、知的所有権に関する連邦行政当局によって、商標の登録簿への登録の直後又は商標登録の変更が登録簿に記載された直後に、公報に公告される。

#### **第 19 条 国外での商標登録**

ロシア連邦の法人及び自然人は、自己の商標を国外で登録させる又は国際手続に従って登録する権利を有する。

商標の国際登録出願は、知的所有権に関する連邦行政当局を通じて行わなければならない。

## 第 2-1 章 周知商標，その法的保護

### 第 19-1 条 周知商標

(1) 登録に基づきロシア連邦の領域において保護されている商標，登録されていないがロシア連邦の国際条約に基づきロシア連邦の領域において保護されている商標及びロシア連邦の領域において保護されていない商標として用いられている標識は，法人又は自然人の申請があったときに，申請書に表示する日において，その活発な使用の結果として，ロシア連邦の消費者の間で，当該人の商品に関して広く知られるようになっていた場合は，ロシア連邦の領域において周知商標として認めることができる。

商標又は標識は，同一の又は混同を生じさせる程に類似する他人の商標であって類似の商品に関して使用することが意図されているものの優先日の後に，広く知られるようになった場合は，周知商標として認めることはできない。

(2) 周知商標は，商標について本法で定める法的保護を付与される。

既に登録されている商標が周知商標として認められた場合は，かかる商標の法的保護は，周知商標の対象である商品と類似しない商品にも適用される。ただし，前記商品に関する他人による当該商標の使用が消費者に権利所有者を想起させ，権利所有者の適法な利益を侵害する虞があることを条件とする。

### 第 19-2 条 周知商標に対する法的保護の付与

(1) 周知商標に係る法的保護は，第 19-1 条(1)の第 1 段落に従って行われた申請により取られた特許紛争部の措置に基づいて付与する。

(2) 周知のものとして認められた商標は，知的所有権に関する連邦行政当局により，ロシア連邦の周知商標一覧(以下「一覧」という。)に記載される。

(3) 周知商標に係る証明書は，一覧への当該商標記載の日から 1 月以内に，知的所有権に関する連邦行政当局が発行する。証明書の様式及び証明書に記載すべきデータは，知的所有権に関する連邦行政当局が定める。

(4) 知的所有権に関する連邦行政当局は，周知商標に関連するデータを一覧に記載した直後に，当該データを公報に公告する。

(5) 周知商標の法的保護は，無期限である。

## 第 3 章 団体標章

### 第 20 条 団体標章に関する権利

(1) ロシア連邦の国際条約に従って，人の団体であって，その設立及び事業活動が，設立された国の法令に反していないものは，ロシア連邦において団体標章を登録する権利を有し，この標章は，事業団体が製造又は販売する商品であって共通の品質上その他の一般的特性を有するものに付することが意図された，事業団体の商標となる。

(2) 団体標章及びそれを使用する権利は，他人に移転することができない。

## 第 21 条 団体商標の登録

(1) 団体商標の登録出願には、当該標章に関する規約を添付しなければならず、その規約には、自己の名でその標章を登録することを許可された事業団体の名称、その標章を使用する権利を有する企業の一覧、登録の目的、その団体標章を付する商品及びその商品に共通する品質その他の一般的特性の一覧、使用の条件、使用の管理方法、並びに団体標章規約の違反に係る責任を記載しなければならない。

(2) 登録簿及び団体標章登録証には、第 14 条に掲げる情報に加え、団体標章を使用する権利を有する企業についての情報を記載する。知的所有権に関する連邦行政当局は、この情報、及び標章登録に係る商品に共通する品質その他の一般的特性に関する団体標章規約の抜粋を公報に公告する。団体標章の所有者は、その団体標章規約の如何なる変更も、知的所有権に関する連邦行政当局に通知しなければならない。

(3) 団体標章が共通の品質その他の一般的特性を有していない商品に使用された場合は、その法的保護は、何人かの請求を受けて裁判所が確定した決定に基づき、その全部又は一部を停止することができる。

(4) 団体標章及びその登録出願は、それぞれ、商標及び商標登録出願に変更することができ、かつ、その逆も可能である。

## 第 4 章 商標の使用

### 第 22 条 商標の使用及びその不使用の帰結

(1) 商標所有者又は第 26 条に記載するライセンス契約に基づいてそのような権利を付与された者により商標登録に係る商品及び / 又はその包装に当該商標が付された場合は、商標が使用されたとみなされる。

商標が広告、印刷物、公式の様式、看板又はロシア連邦において開催された博覧会若しくは見本市で展示中の展示物に用いられた場合も、商標が使用されたとみなされる。

(2) 中継的事業に従事している法人及び自然人は、契約に基づき、商品の製造者の商標に加えて又は商品の製造者の商標に代えて、自己の商標を使用することができる。

(3) 商標の法的保護は、商標登録後の連続 3 年にわたる商標の不使用に関連して、商品の全部又は一部に関し、早期に終了させることができる。商標の不使用による商標の法的保護の早期の終了に関する申請は、前記の 3 年の期間が満了したときに、特許紛争部に提出することができる。ただし、かかる申請が提出される前に当該商標が使用されなかったことを条件とする。

権利所有者は、商標を使用した証拠を提出しなければならない。

本項の適用上、商標を実質的には変更しない変更を一部の要素に施した商標の使用は、商標の使用とみなされる。

商標の不使用による商標の法的保護の早期の終了に関する問題の解決に際し、当該商標が権利所有者の支配を超える理由により使用されなかった趣旨の、権利所有者から提出された証拠を考慮に入れるものとする。ただし、商品及び / 又はその包装に係る当該商標の不使用について合理的な理由があることを条件とする。

### **第 23 条 商標登録に基づく権利の消尽**

商標の登録は、直接権利所有者により又はその同意を得てロシア連邦の領域に商業的に導入された商品について他人がその商標を使用することを妨げる権利を商標所有者に与えるものではない。

### **第 24 条 警告するための標記**

権利所有者は、使用されている標識がロシア連邦において登録されている商標であることを示す「R」の字若しくは円囲みの「R」の字(®)又は「商標」若しくは「登録商標」の文字標識の態様で、警告するための標記を商標に付することができる。

## **第 5 章 商標の移転**

### **第 25 条 商標の排他的権利の移転(商標の譲渡)**

権利所有者は、商標の排他的権利の移転に関する契約(商標の譲渡に関する契約)に基づいて、商標の登録対象である商品の全部又は一部に関して商標の排他的権利を法人又は自然人に譲渡することができる。

商標の譲渡は、商品又はその製造者に関して消費者に混同を生じさせる虞がある場合は認められない。

### **第 26 条 商標使用のライセンス**

権利所有者(使用許諾者)は、商標登録の対象である商品の全部又は一部に関するライセンス契約に基づいて、商標を使用する権利を他の法人又は自然人(使用権者)に付与することができる。

ライセンス契約は、使用権者の商品の品質が使用許諾者の商品の品質に劣ってはならない旨の規定及びこの規定の遵守について使用許諾者は監督権を行使するべき旨の規定を設けるものとする。

### **第 27 条 商標譲渡契約及びライセンス契約の登録**

商標の排他的権利の移転に関する契約(商標の譲渡に関する契約)又はライセンス契約は、知的所有権に関する連邦行政当局に登録しなければならない。この登録が行われなるときは、これらの契約は無効とみなされる。

知的所有権に関する連邦行政当局は、前記の契約の登録に係る手続を定める。

## **第 6 章 商標の法的保護の終了**

### **第 28 条 商標登録についての異議申立及び無効決定**

(1) 商標に対する法的保護の付与は、次のとおり、異議を申し立てて、無効にすることができる。

1) 第 6 条及び第 7 条(3)に定める要件に違反して付与された場合は、その全有効期間中、また、第 7 条(1)及び(2)に定める理由に基づく場合は、公報において商標登録についての情報を公告した日から 5 年以内は、全部又は一部について

2) 第2条(3)に定める要件に違反して付与された場合は、その全有効期間中、全部について  
3) 工業所有権の保護に関するパリ条約の加盟国の1において同条約に定める要件に違反して商標の排他的権利の権利所有者の代理人の名において付与された場合は、その全有効期間中、全部について

4) 商標登録に関連する権利所有者の行為が法律により定められた手順において不公正競争行為として扱われた場合は、その全有効期間中、全部又は一部について

(2) ロシア連邦における周知商標への法的保護の付与については、これが第19-1条(1)に定める要件に違反して付与された場合は、法的保護の全期間を通じ、全部又は一部について異論を申し立てて、無効にすることができる。

(3) 何人も、(1)1)及び2)に定める期間内に、そこに定める理由に基づいて、商標への法的保護の付与に対する異議を特許紛争部に申し立てることができる。

商標への法的保護の付与に対する(1)3)に定める理由に基づく異議は、工業所有権の保護に関するパリ条約の加盟国の1において、商標の排他的権利の関係所有者が特許紛争部に申し立てるものとする。

何人も、(2)に定める理由に基づくロシア連邦における周知商標に係る法的保護の付与に対する異議を特許紛争部に申し立てることができる。

何人も、商標に係る法的保護の付与を(1)4)に定める手順において行われた行為を理由として無効と宣言することに関する申請を、知的所有権に関する連邦行政当局に提出することができるものとする。

(4) 商標に係る法的保護の付与は、(3)に基づいて行われた異議申立又は申請の結果として取られる措置により、全部又は一部について無効と宣言される。

## 第29条 商標に係る法的保護の終了

(1) 商標に係る法的保護は、次の場合に終了する。

- 商標登録の有効期間の満了に関連する場合
- 第21条(3)に定める共通の品質その他の一般的特性を有していない商品への商標の使用を理由として団体標章の法的保護の早期終了に関して効力を生じた裁判所の決定に基づく場合
- 第22条(3)に定める商標の不使用による早期終了に関する決定に基づく場合
- 権利所有者である法人の清算又は権利所有者である自然人による事業活動の終了の場合の商標に係る法的保護の早期終了に関する、知的所有権に関する連邦行政当局の決定に基づく場合
- 権利所有者がこれを放棄する場合
- 登録商標が一定の種類の商品を指定するために使用されるありふれた標識になった場合に商標に係る法的保護の早期終了に関して特許紛争部に提出された何人かの申請に基づいて確定された決定に基づく場合

(2) 有名商標の法的保護は、(1)の第4号から第7号までに定める理由に基づいて、また、周知商標が第19-1条(1)の第1段落に定める特徴を失った場合の特許紛争部の決定に基づいて、終了する。

## 第 11 編 商品の原産地名称

### 第 7 章 原産地名称及びその法的保護

#### 第 30 条 商品の原産地名称

(1) 商品の原産地名称とは、国、区域、地方若しくはその他の地理的場所(以下「地理的場所」という。)の名称又はかかる名称から派生したものであって、この地域に特有の自然条件及び / 又は人的要因により排他的又は効果的に明示される商品の特性を特定するのに使用された結果知られるに至ったものをいう。

(2) 表示は、これが地理的場所の名称を表わし又は含み、かつ、特定の種類の商品を示すにはロシア連邦においてありふれた名称であって製造場所を想起させないときは、原産地名称とみなされない。

#### 第 31 条 法的保護の根源

(1) ロシア連邦における商品の原産地名称の法的保護は、本法に定める手続による登録に基づいて、又はロシア連邦が締約国である国際条約に基づいて開始する。

(2) 原産地名称は、法律によって保護される。

(3) 商品の原産地名称は、1 又は複数の法人又は自然人が登録することができる。原産地名称を登録した者は、自己が製造した商品が第 30 条(1)に定める要件を満たしていることを条件として、その原産地名称を使用する権利を付与される。

法定手続により登録された同一の原産地名称を使用する権利は、同一の地理的場所に居住し、かつ、同一の特性を有する商品を製造する法人又は自然人に付与することができる。

(4) 原産地名称の登録は、無期限とする。

### 第 8 章 原産地名称を使用する権利の登録及び付与

#### 第 32 条 原産地名称を使用する権利の登録及び付与に係る出願

原産地名称を使用する権利の登録及び付与に係る出願又は登録された原産地名称を使用する権利の付与に係る出願(以下「出願」という。)は、出願人が自己の名称により又は第 8 条(2)に定める特許弁護士を通じて知的所有権に関する連邦行政当局に行く。

(2) 出願は、1 の原産地名称にのみ関係するものでなければならない。

(3) 出願には、次に掲げるものを含まなければならない。

- 商品の原産地名称を使用する権利の登録及び付与に係る又は商品の登録された原産地名称を使用する権利の付与を求める願書。この願書には、出願人及びその所在場所又は居所を示さなければならない。

- 請求する名称

- 原産地名称を使用する権利の登録及び付与又は登録された原産地名称を使用する権利の付与を請求する商品の種類

- かかる商品が製造されている場所(地理的場所の範囲)の表示

- 商品の特性の説明

出願は、ロシア語で記載しなければならない。

出願は出願人が署名するが、特許弁護士を通じて提出する場合は、出願人又は特許弁護士が署名する。

(4) 商品の原産地名称として請求される名称の地理的場所がロシア連邦の領域にある場合は、出願人が指定した地理的場所に居住し、かつ、当該地理的場所に特有の自然条件及び/又は人的要因による特性を有する商品を生産している旨のロシア連邦政府の管轄当局(以下「管轄当局」という。)による判定書を出願に添付しなければならない。

商品の原産地名称として請求される名称の地理的場所がロシア連邦の領域外にある場合は、商品の請求される原産地名称の出願人の原産地国における権利を証明する書類を出願に添付しなければならない。

出願には、法定手数料の納付を証明する書類も添付しなければならない。

出願に添付する書類は、ロシア語又は他の言語で提出する。書類を他の言語で提出する場合は、ロシア語による翻訳文を出願に添付しなければならない。出願人は、知的所有権に関する連邦行政当局による通知の日から2月以内に、ロシア語による翻訳文を提出することができる。

(5) 知的所有権に関する連邦行政当局への出願日は、(3)に定める日、又は、書類が同時に提出されなかった場合は、最後の書類の提出日とする。

(6) 出願書類の要件は、知的所有権に関する連邦行政当局が定める。

### 第33条 出願の審査

(1) 出願の審査は、特許庁が行い、かつ、方式審査及び名称の審査を含むものとする。

(2) 出願の審査期間中であって、措置が発される前に、出願人は、自己の発意により、出願資料を補足し、訂正し又は補正することができる。

補足資料が出願を実質的に変更する場合は、かかる資料を受領してはならず、出願人は、これを別個の出願として提出することができる。

(3) 審査期間中に、知的所有権に関する連邦行政当局は、それがないと審査が不可能な追加資料を出願人に要求する権利を有する。

審査官から要求された追加資料は、出願人が当該要求を受領した日から2月以内に提出しなければならない。この期間は、出願人の請求により、延長することができる。ただし、その請求がその期間の満了前に受領された場合に限る。出願人が前記の期間を遵守しなかった場合又は審査官の要求に応えなかった場合は、出願は放棄したものとみなされる。

(4) 出願の方式審査は、知的所有権に関する連邦行政当局への出願日から2月以内に行う。方式審査期間中、必要書類の有無及び法定要件の遵守について審査する。方式審査の結果に基づき、出願の受理又は拒絶を出願人に通知する。出願の受理に関する通知と並行して、第32条(5)に定める出願の出願日を出願人に通知する。

(5) 受理された出願における商品の原産地名称は、第30条に定める要件の遵守について審査する。

審査期間中、ロシア連邦の領域における商品(製造)の原産地名称の有効性を審査する。名称の審査の結果に基づいて措置を取る前に、その名称が第30条に定める要件を遵守しているか否かの審査結果について通知書を、通知書に記載された根拠についての意見書を提出すべき旨の勧めを付して、出願人に送付することができる。意見書は、通知書送付の日から6月以内に提出されることを条件として、名称の審査結果に基づいて措置を取る際に、考慮に入

れるものとする。

(6) 知的所有権に関する連邦行政当局は、審査の結果に従って、原産地名称を登録する決定若しくは原産地名称の登録及びこれを使用する権利の付与を拒絶する決定、又は既に登録されている原産地名称を使用する権利を付与する決定若しくはこれを使用する権利を拒絶する決定を行う。

(7) 出願人は、商品の原産地名称の登録及び(又は)当該名称を使用する権利の付与に関する情報がロシア連邦の商品の原産地名称国家登録簿(以下本章で「登録簿」という。)に記載される前は審査の如何なる段階においても、出願を取り下げることができる。

### **第 34 条 出願に関する決定に対する審判請求及び期間の延長**

(1) 方式審査の結果の受理の拒絶に基づく措置、又は名称の審査の結果として行われた決定若しくはこれを放棄する決定に出願人が不服を有する場合は、出願人は、当該措置を受けた日から 3 月以内に、特許紛争部に審判請求を行うことができる。

(2) 知的所有権に関する連邦行政当局は、第 33 条(3)及び本条(1)に定める期間であって、出願人が守らなかったものを、その満了から 2 月以内に提出された出願人からの請求があったときは、延長することができる。ただし、合理的な理由が存在すること及び所定の手数料が納付されたことを条件とする。

この請求は、審査官が要求した補足資料若しくは期間延長の請求とともに、又は決定に対する特許紛争部への審判請求とともに、出願人が知的所有権に関する連邦行政当局に行う。

### **第 35 条 原産地名称の登録及び原産地名称を使用する権利を証明する証明書の発行**

(1) 知的所有権に関する連邦行政当局は、審査官の措置を受けて、原産地名称を登録簿に登録する。次の情報を登録簿に記載する。原産地名称、原産地名称を使用する権利を証明する証明書(以下「証明書」という。)の所有者に関する情報、原産地名称の登録対象である商品の特性の表示及び説明、原産地名称を使用する権利の登録及び付与に関するその他の情報、証明書の期間の更新並びに上記の情報のその後の変更。

(2) 知的所有権に関する連邦行政当局は、所定の手数料の納付を証明する書類の受領の日から 1 月以内に、原産地名称を使用する権利を証明する証明書を発行する。

原産地名称を使用する権利に係る所定の手数料の納付を証明する書類がない場合は、この証明書を発行してはならない。

(3) 証明書の様式及び内容は、知的所有権に関する連邦行政当局が定める。

### **第 36 条 証明書の有効期間**

(1) 証明書は、知的所有権に関する連邦行政当局への出願の出願日から 10 年間有効である。

(2) 証明書の期間は、その所有者の請求により、延長することができる。ただし、証明書の所有者が当該地理的場所の居住者であり、かつ、登録簿に記載される特性を有する商品を製造していることを証明する管轄当局の判定書が提出されることを条件とする。

当該地理的場所がロシア連邦の領域外である場合は、証明書の所有者は、前記の判定書の代わりに、有効期間の延長に係る申請日現在に当該国で製造された商品の原産地名称を使用する権利を有すること証明する書類を提出する。この請求は、満了する期間の最後の年に提出するものとする。

証明書の期間は、毎回、10年間更新する。証明書の期間の更新を希望する証明書所有者の請求により、追加手数料が納付されることを条件として、証明書の期間の満了後、更に6月の追加猶予期間を付与することができる。

(3) 知的所有権に関する連邦行政当局は、証明書の期間の更新を登録簿及び証明書に記載する。

### **第 37 条 登録簿及び証明書における変更**

証明書の所有者は、その名称、姓、名又は父称の変更並びに原産地名称を使用する権利の登録及び付与に関するその他の変更を知的所有権に関する連邦行政当局に通知しなければならない。

登録簿及び証明書への記録は、所定の手数料の納付を条件として行う。

知的所有権に関する連邦行政当局は、明白なかつ事務的な誤りを修正するために、登録簿及び証明書に変更を記載する。

### **第 38 条 原産地名称を使用する権利の登録及び付与に関する情報の公告**

知的所有権に関する連邦行政当局は、第 35 条及び第 37 条に定める登録簿に記載した原産地名称を使用する権利の登録及び付与に関する情報を、登録簿へ記載した後は速やかに、商品の特性の説明を含む情報を除いて公報に公告する。

### **第 39 条 原産地名称の国外での登録**

(1) ロシア連邦の法人及び自然人は、その原産地名称を国外で登録することができる。

(2) 原産地名称の国外での登録に係る出願は、この原産地名称を使用する権利のロシア連邦における登録及び付与の後に行うものとする。

## **第 9 章 原産地名称の使用**

### **第 40 条 原産地名称の使用**

(1) 原産地名称は、商品、ラベル、商品の包装、広告、ちらし、送り状、様式及び商品の商業上の紹介に関するその他の書類に付された場合は、使用されたものとみなす。

(2) 適切な証明書を有さない者は、たとえ商品の真の出所を表示していても、又は原産地名称を翻訳して若しくは「sort of」、「kind of」、「imitation」若しくは「and the like」といった表現とともに使用していても、登録された原産地名称を使用してはならず、また、商品の原産地及び特性に関して消費者を混同させる虞がある類似の原産地名称を商品に使用してはならない(原産地名称の違法な使用)。

原産地名称又はこれらと混同を生じさせる程に類似する標識が違法に使用されている商品、ラベル及び包装は、模造品として扱う。

(3) 証明書の所有者は、原産地名称の使用に係るライセンスを他人に付与することはできない。

### **第 41 条 警告するための標記**

証明書の所有者は、原産地名称に、使用されている名称がロシア連邦において登録されてい

る原産地名称であることを示す「商品の登録原産地名称」又は「登録 AOG」との文字標識の形で、警告するための標記を付することができる。

## 第 10 章 原産地名称の法的保護の終了

### 第 42 条 原産地名称に係る法的保護の付与についての争訟，証明書の発行及びその無効

(1) 商品の原産地名称に係る法的保護の付与は，保護の全期間を通じて，争い，かつ，無効を証明することができる。ただし，法的保護が本法に定める要件に違反して付与されたことを条件とする。

証明書の発行は，その全有効期間を通じて，争い，かつ，無効にすることができる。ただし，証明書が本法に定める要件に違反して発行されたこと又は当該原産地名称に係る法的保護の付与の無効が認められていることを条件とする。

(2) 何人も，原産地名称に係る法的保護の付与及び証明書の発行に対し，(1)に定める理由に基づいて，特許紛争部に異議を申し立てることができる。

(3) 原産地名称に係る法的保護及び証明書の付与は，効力を生じた特許紛争部の決定及び裁判所の決定に基づいて，無効が認められる。

### 第 42-1 条 原産地名称に係る法的保護及び証明書の有効性の終了

(1) 原産地名称の法的保護は，次の場合に終了する。

- 地理的場所に係る特定の状態が消滅し，登録簿に記載された特性を有する商品を生産することができない場合

- 外国法人又は自然人が原産国において原産地名称に係る権利を失った場合

(2) 証明書の有効性は，次の場合に終了する。

- 商品がある原産地名称に関して登録簿に記載された特性を失った場合

- 原産地名称に係る法的保護が終了した場合

- 証明書の所有者である法人が清算された場合

- 証明書の所有者が知的所有権に関する連邦行政当局に申請を行った場合

(3) 何人も，(1)並びに(2)の第 2 号及び第 3 号に定める理由に基づいて原産地名称の法的保護及び証明書の有効性の終了を求める申請を特許紛争部に提出することができる。

何人も，(2)の第 4 号に定める理由に基づいて証明書の有効性の終了に関する申請を知的所有権に関する連邦行政当局に提出することができる。

(4) 原産地名称の法的保護及び証明書の有効性は，知的所有権に関する連邦行政当局の特許紛争部の措置及び効力を生じた裁判所の決定に基づいて終了する。

## 第 III 編 最終規定

### 第 43 条 知的所有権に関する連邦行政当局

知的所有権に関する連邦行政当局は、商標及び商品の原産地名称に法的保護を与えるために、本法に定める国の政策及び機能を実行する権限を有する。

知的所有権に関する連邦行政当局は、本法に定める場合、その権限に従って、本法の運用に関する基準及び法規を公布する。

### 第 43-1 条 特許紛争部の措置

知的所有権に関する連邦行政当局は、特許紛争部への異議申立及び申請の提出に係る手順並びにそれらの検討についての手順を定める。

第 13 条、第 19-2 条、第 22 条、第 28 条、第 29 条、第 34 条、第 42 条及び第 42-1 条に定める手順において行われた異議申立及び申請に関して取られた特許紛争部の決定は、知的所有権に関する連邦行政当局の長による承認を得なければならず、かつ、その承認の日から効力を生じるものとし、また、ロシア連邦の適用法令に従って、裁判所に上訴することができる。

### 第 44 条 手数料

商標の登録並びに原産地名称を使用する権利の登録及び付与に関して法的に有意な行為について手数料が課される。

手数料が課される行為の一覧、手数料の額、納付の手順及び期限並びに手数料の払戻しの理由は、ロシア連邦政府が決定する。

### 第 45 条 本法の施行に関する紛争の審理

(1) 本法の施行に関する紛争は、ロシア連邦の法令に定める手続に基づいて、裁判所により審理される。これには、次のものに関する紛争が含まれる。

- 商標の排他的権利の侵害
- 共通の品質及びその他の共通の特性を有していない商品においての団体標章の使用に基づく団体標章の法的保護の早期終了
- ライセンス契約及び商標の排他的権利の譲渡契約(商標の譲渡に関する契約)の締結及び履行
- 原産地名称の違法な使用

### 第 46 条 商標及び原産地名称の違法な使用に係る責任

(1) 第 4 条(2)又は第 40 条(2)に違反して類似の商品に係る商標若しくは原産地名称を使用すること又は商標若しくは原産地名称に類似する標識若しくは名称を使用することに対しては、ロシア連邦の法令に基づいて、民事上、行政上又は刑事上の責任が課される。

(2) 民事上の権利は、侵害又は損害を止めるための差止命令の請求とは別に、次によっても商標の違法な使用から保護される。

- 被害者の営業権を回復する目的で裁判所命令を公告すること
- 違法に使用された商標若しくはそれと混同を生じる程に類似する標識を商品若しくはその包装から除去するか、又は、違法に使用された商標若しくはそれと混同を生じる程に類似

する標識を除去することが不可能な場合であって、これらの模造された商品、ラベル及び包装が国により没収され若しくは損害を補償するため若しくは後の廃棄の目的で権利所有者の申請に基づいて同人に引き渡される場合を除き、模造された商品、ラベル及び包装を侵害者の費用負担で廃棄すること

(3) 登録原産地名称又はそれと混同を生じさせる程に類似する標識を違法に使用する者は、当該原産地名称を使用する権利を証明する証明書の所有者、国の当局、公共機関又は公訴官の請求により、次に掲げることを行わなければならない。

- その使用を停止し、民法に従って損害賠償を支払うこと
- 被害者の営業権を回復する目的で、裁判所の命令を公告すること
- 模造した商品、ラベル又はその包装から違法に使用した原産地名称若しくはそれと混同を生じさせる程に類似する標識を除去すること、又は、違法に使用した原産地名称若しくはそれと混同を生じさせる程に類似する標識を除去することが不可能である場合は、模造した商品、ラベル及び包装を廃棄すること

(4) 権利の所有者及び商品の原産地名称を使用する権利の証明書の所有者は、商標又は原産地名称を違法に使用する侵害者に損害賠償を支払わせる代わりに、連邦法の定める最低賃金の1千倍から5万倍で裁判所が裁定した賠償金を請求する権利を有する。

(5) ロシア連邦において登録されていない商標又は原産地名称に関して、警告の標記を使用している者は、ロシア連邦の法令に定める手続に基づく責任を負う。

#### **第 47 条 外国の法人及び自然人の権利**

外国の法人及び自然人は、ロシア連邦が締約国である国際条約又は相互主義に基づき、ロシア連邦の法人及び自然人と対等の資格で本法に規定する権利を享有する。

ロシア連邦において原産地名称を登録する権利は、ロシア連邦の法人及び自然人にその国の法人及び自然人と同一の権利を付与する国の法人及び自然人に付与されるものとする。

#### **第 48 条 国際条約**

ロシア連邦が締約国である国際条約が本法に定める規定と異なる規定を定める場合は、国際条約の規定が適用されるものとする。

「『商標，サービスマーク及び商品の原産地名称に関する』ロシア連邦法への変更及び改正の導入に関する」2002年12月11日連邦法第166-FL号第2条及び第3条に定める最終規定及び経過規定

第2条

次の経過規定は，商標及びサービスマークの登録に係る出願，商品の原産地名称を使用する権利の登録及び付与に係る出願並びに本連邦法の施行日前に行われた登録原産地名称を使用する権利の付与に係る出願に関して，並びに本連邦法の施行日前に登録された商標及びサービスマークに関して適用される。

1) 商標及びサービスマークの登録に係る出願，商品の原産地名称を使用する権利の登録及び付与に係る出願並びに商品の登録原産地名称を使用する権利の付与に係る出願であって本連邦法の施行前に審査・審理が完了していないものは，本法が定める手順により，知的所有権に関する連邦行政当局により処理される。

2) ロシア特許商標庁審判部(以下「審判部」という。)及びロシア特許商標庁最高特許部(以下「最高特許部」という。)による審理が本連邦法の施行日前に完了していない異議申立，不服申立及び出願は，特許紛争部の設立前は，当該機関により審理される。前記異議申立，不服申立及び出願の審査・審理が特許紛争部の設立前に完了しなかった場合は，特許紛争部の設立後は，特許紛争部が審査・審理する。連邦法の施行後になされた異議申立は，特許紛争部の設立前は審判部が審理する。前記異議申立の審理が特許紛争部の設立前に完了しなかった場合は，特許紛争部の設立後は，同部が審理する。

審判部，最高特許部及び特許紛争部による本条に従った1)及び2)に言及する異議申立及び不服申立の審理の間は，出願の出願日現在で有効な法令に定める要件を適用する。

最高特許部及び特許紛争部が1)に言及する出願を審理する場合は，両機関は，最高特許部への出願の出願日現在で有効な法令の規定を適用する。

本項に言及される異議申立，不服申立及び出願の審査・審理の結果に基づいて取られた措置は，知的所有権に関する連邦行政当局の長による承認を得なければならないが，かつ，その承認の日効力を生じるものとし，また，ロシア連邦の法令に基づいて，異議を裁判所に申し立てることができる。

3) 出願日現在で有効な法令が定める要件は，本連邦法の施行日前に登録出願された標識に適用される。

4) 本連邦法に定める商標及びサービスマークに係る法的保護の付与に関する異議申立及び無効認定の条件は，先の法令に定める商標又はサービスマークの登録を相応する理由に基づいて無効と認定するための有効期間が本連邦法の施行日現在で満了していない登録商標及びサービスマークに適用する。

第3条

ロシア連邦大統領及びロシア連邦政府は，その法制を本連邦法と一致させるようにするものとする。